1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学前の入学時に学校を通じて就学援助制度の案内の書類とともに配布	エ．就学前の入学時に学校を通じて就学援助制度の案内の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒の入る世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請時期を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請分は年度月や設定月以降分から援助	エ．各学校で申請を受け、締切を設定し、学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校を通じて教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、各学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各学校が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、各学校が学校を通じて教育委員会に提出	キ．その他		ア．自治体のホームページ等を活用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
18	18	18	10	8	5	12	5	17	2	2	2	2	0	0	18	0	0	0	11	2	6	0	0	0	0	0	8	0	9	10	1	0	0
大分県	大分市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○			
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○		○					○				○								○			○	○		
大分県	中津市	○	○		○	○		○							○				○										○	○			
大分県	日田市	○	○	○		○	○	○			○	入学準備金については、新入学予定の児童生徒がいる家庭へ直接案内文書を郵送。			○					○							○		○	○			
大分県	佐伯市	○	○	○				○	○						○				○										○	○			
大分県	臼杵市	○		○			○	○							○				○	○									○	○			
大分県	津久見市	○				○		○							○				○								○						
大分県	竹田市			○		○		○							○				○											○			
大分県	豊後高田市	○				○		○							○				○										○				
大分県	杵築市	○	○		○	○	○	○							○				○								○						
大分県	宇佐市	○	○		○	○	○	○							○				○										○	○			
大分県	豊後大野市	○	○			○	○	○							○						○									○			
大分県	由布市	○		○		○		○	○						○				○										○	○			
大分県	国東市	○	○					○			○	小学校新入学予定児童の家庭に案内を直接配付			○						○												
大分県	姫島村	○								○					○						○						○						
大分県	日出町	○				○		○							○						○						○						
大分県	九重町			○			○	○							○				○								○		○				
大分県	玖珠町	○	○	○				○							○						○						○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)(1)のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断等の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の中学校で生徒会及び保護者に対して案内（生徒会及び保護者に対している場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者が多い学校へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)(5)のコの内容	<小学校>(7)（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定（収入）の変動などにより、支給後に転居へ・転出した場合の対応などが難しいから	エ. （入学前支給と位置づける）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>(9)(8)のエおよびオの内容
15	18	16	0	2	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	12	0	6	7	8	4	5	0	2	0	6	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大分県	大分市	○							○											○		○	○		○															
大分県	別府市	○							○											○								○		○										
大分県	中津市	○							○											○					○															
大分県	日田市	○							○										○			○	○	○		○				○										
大分県	佐伯市	○							○											○		○	○	○		○				○										
大分県	臼杵市	○							○											○				○																
大分県	津久見市			○																													○							
大分県	竹田市	○							○											○				○		○														
大分県	豊後高田市	○							○										○							○		○		○										
大分県	杵築市	○							○										○			○	○		○															
大分県	宇佐市	○							○									○							○	○														
大分県	豊後大野市	○							○										○				○									○		就学時健康診断の結果送付の際に同封。							
大分県	由布市	○							○											○				○						○										
大分県	国東市	○							○											○		○	○							○										
大分県	姫島村			○																												○								
大分県	日出町	○							○											○				○																
大分県	九重町	○							○										○					○																
大分県	玖珠町	○							○											○		○	○	○																

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)(1)のカの内容	<中学校> ア．令和4年度(令和4年度新入学分)以前	イ．令和5年度(令和5年度新入学分)	ウ．令和6年度(令和6年度新入学分)以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月(初旬(入学式前)	<中学校> ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に伴う業務量が増加するから	エ．入学前より保育料負担の軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)(5)のエ及びオの内容	5．実施急変等の認定について(重複選択) (1)当てはまるもの1つに○ ア．従前より実施急変等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財政制度上の制約により対応	オ．新たに認定基準等を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)(1)のキの内容
18	18	17	0	1	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	11	0	1	0	0	0	0	0	8	2	9	0	0	0	1	1
大分県	大分市	○							○											○								○							
大分県	別府市	○							○											○								○							
大分県	中津市	○							○											○														○	物価高騰対策・子育て世帯への経済的支援(給食費支援)として、給食費の支援を認定基準(参照する生活保護基準の倍率及び生活保護基準額等に掛ける係数)を変更して実施。
大分県	日田市	○							○										○									○							
大分県	佐伯市	○							○											○										○					
大分県	臼杵市	○							○											○										○					
大分県	津久見市	○							○											○										○					
大分県	竹田市	○							○											○									○						
大分県	豊後高田市	○							○										○											○					
大分県	杵築市	○							○										○											○					
大分県	宇佐市	○							○									○										○							
大分県	豊後大野市	○							○										○										○						
大分県	由布市	○							○											○								○							
大分県	国東市	○							○											○								○							
大分県	姫島村			○																		○								○					
大分県	日出町	○							○											○										○					
大分県	九重町	○							○										○											○					
大分県	玖珠町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																					5. 生活保護基準見直しによる収入減への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																	（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村預貯金保護度額に掛ける係数（倍率）		4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の判断	ウ. 市区町村長独自の判断	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護を受けている世帯の就労者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況が悪い者、修学旅行費が高い者、または学用品等に不自由していると思われる生活保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して個々に定めている。）（例：生活保護の1.3倍の場（394万円）、1.5倍（453万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に対する保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者非課税世帯に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、15倍等）（係数および区分額を（5）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率）：倍	係数（倍率）：倍	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降、保護世帯の認定ア. 基準となる新たな認定基準に更新	イ. 基準となる新たな認定基準に更新されない（従前の認定基準を継続）	（2）（1）にてイア、基準となる新たな認定基準に更新されない場合、ア. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されたため、対応していない。（見直し後の生活保護基準に基づく保護世帯の認定基準で認定が変わった世帯は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護世帯の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されたため、対応していない（保護世帯が存在しない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	令和5年4月以降、生活エ. その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映されない		令和4年度
18	18	12	11	9	11	10	12	7	2	7	7	2	2	4	3	9	8	1	0	3	16	0	3	3	8	7	2	1	5	0	0	年	月	
大分県	大分市	○	○		○	○	○	○		○	○				○		○				1.25					○						平成29	4	20%未満
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○									○				1.3					○						平成24	4	25%未満
大分県	中津市															○					1.1					○						H25	4	20%未満
大分県	日田市		○				○										○				1.2					○						平成30	9	25%未満
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成30	4～9	20%未満
大分県	臼杵市	○		○	○	○	○	○								○					1.3				○				○					15%未満
大分県	津久見市	○					○							○																				15%未満
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3		新型コロナウイルス感染症の影響による失職、廃業、売上げの減少等により変動が発変し、急変後の月額収入を年換算した場合の世帯収入が就学援助基準以下となる者。		○			○						20%未満
大分県	豊後高田市															○					1.2					○						平成30	10	25%未満
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○										○				1.3				○				○					25%未満
大分県	宇佐市	○	○		○		○									○				○	1.2		病気や災害などで経済的に困窮している世帯	（3）「エ」について、当市では減免としている。	○		○							25%未満
大分県	豊後大野市															○					1.1				○				○					15%未満
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.2		病気災害等で特別な事情により経済的に困窮している。	給与収入から社会保険料分を引いては它で割り、基礎控除分を引いて×12をしたものが基準内であれば認定とする。	○				○					15%未満
大分県	国東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.25					○						平成30	10	15%未満
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○																			0%未満
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.2			（4）の係数（倍率）について住宅扶助は1.3倍										15%未満
大分県	九重町															○					1.2				○		○							15%未満
大分県	玖珠町																○				1.2				○				○					15%未満

都道府県	市町村名	7. 令和5年度重要夜間就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） (1) 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
15	16	18	0	0	1	1	1	17	17	0	5	18	0	0	0	0	0	18	18	0	1	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	18	8	8	10	10	10	0	0	0	2	8
大分県	大分市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	22,191					○	○	17,291								
大分県	別府市	○						○	11,630			○						○	51,080													○				22,690	22,650					
大分県	中津市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	15,320								○	○	23,730								
大分県	日田市	○				○	13,900	13,085			通学用品費を含む。	○						○	54,080			○										○			○	22,690	15,551					
大分県	佐伯市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				過去5年間実績なし。	○			○	22,690	18,636					R4年度は県内、R5年度から県外旅行となったため今後平均支給額が上がる見込み
大分県	臼杵市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	15,400					
大分県	津久見市	○						○	13,000			○						○	54,080													○	○	17,773								
大分県	竹田市	○						○	15,500			○						○	63,100													○			○	22,690	14,574					学用品費　1年13,230円　2～6年　15,500円 校外活動費　コロナ禍のため未実施
大分県	豊後高田市	○						○	（1年）13,230（2～6年）15,500		（1年）学用品費＋校外活動（治なし） （2～6年）学用品費＋通学用品＋校外活動（治なし）	○						○	63,100		平成29年に国から通知の出された「平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の算出」の概要」を参考にしている。										○			○	22,690	19,099					
大分県	杵築市	○						○	8(1)3900		11630	○						○	51,080			○	○	8								○			○	22,690	17,935					1)学用品費　1年生(通学用品費を含まない)11,630円　2～6年生(通学用品費を含む)13,900円
大分県	宇佐市	○						○	15,350		1年生13,230円	○						○	54,080													○			○	21,676	14,429					
大分県	豊後大野市	○						○	10,600			○						○	63,100													○	○	24,381								
大分県	由布市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	48,000	0					○	○	14,858								
大分県	国東市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,215					-通学用品費の支給学年については第1学年を除きます。 +学用品費、通学用品費、校外活動費（現治を伴わないもの）については、年度中の転入出等に伴い一定額支給していない家庭がありません。 -給食費については、特例として2割に相当する額を請求するようにしています。(3割に相当する額を現物支給)
大分県	姫島村	○						○	13,230		1年生13,230円 2～6年生15,500円	○						○	54,080													○	○	0							実績なし	学校給食費は無償化になったため、費目からなくなりました。
大分県	日出町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	14,250								
大分県	九重町	○						○	11,520			○						○	50,600													○			○	21,676	21,676					オンライン学習通信費については、1世帯当たり2の金額
大分県	玖珠町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	24,893								施設費と校外活動費（治なし）は令和4年度実績なし。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |